⑶　ギャンブルを主体とした番組への提供は行わない。また、当該番組前後へのスポットＣＭについても配慮すること。
⑷　以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)
イ　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算)、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。
ロ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。
㋐　関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。
㋑　近畿放送エリアは、２府４県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）とする。
㋒　東海放送エリアは、３県（愛知県、岐阜県、三重県）とする。
㋓　九州放送エリアは、２県（福岡県、佐賀県）とする。
㋔　鳥取・島根放送エリアは、２県（鳥取県、島根県）とする。
㋕　岡山・香川放送エリアは、２県（岡山県、香川県）とする。

第３款　個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオＣＭに関する遵守事項等

（ラジオＣＭに関する自主規準）
第49条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係るラジオＣＭを実施するにあたり、本款に定める事項に留意するものとする。
（啓発文言）
第50条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係るラジオＣＭ内に過剰借入れへの注意喚起を行うことを目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。
（表現内容に関する留意事項）
第51条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオＣＭを行うにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項その他協会において別途定める事項に留意しなければならない。
⑴　安易な借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を排除すること。
⑵　ホームページアドレスを告知する場合、当該ホームページに定められる啓発文言の表示があること。また、返済シミュレーションを備えること。
⑶　電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないこと。
（放送時間帯に関する留意事項）
第52条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオＣＭを行うにあたっては、その放送時間帯に関し、午後10時から午前３時までの時間帯の放送を行わないよう留意しなければならない。

第４款　個人向け貸付けの契約に係る新聞、雑誌又は電話帳による広告に関する遵守事項等

（貸付条件等の表示）
第53条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。なお、「新聞」とは、全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙を、「雑誌」とは、新聞を除いた紙による定期刊行物を、「電話帳」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」及び「ハローページ」等を指す。
⑴　法第15条及び内閣府令で定める事項
⑵　貸金業協会考査承認番号
⑶　協会員番号
⑷　貸金業協会マーク
⑸　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）
２　協会員は、前項に基づく表示を行うに際しては、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。
⑴　前項第１号から第３号まで及び同項第５号に掲げる事項の表示に際しては、文字級数を９級以上とすること。
⑵　前項第４号に基づき貸金業協会マークを表示するに際しては、視認性が確保される程度の大きさとすること。
３　前各項の規定にかかわらず、広告スペースが全一段相当以下の面積である広告又は雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）を出稿するにあたっては、第１項第２号から第５号までの事項の表示は、協会員の任意とする。
（啓発文言）
第54条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項につき啓発文言を入れなければならない。なお、本項の啓発文言を踏まえた例示としては、以下の文言が考えられる。
⑴　貸付条件の確認
⑵　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
⑶　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」
２　協会員は、前項に基づく表示を行うに際しては、文字級数を９級以上とするよう留意しなければならない。
（表現内容に関する留意事項）
第55条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
⑴　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
⑵　比較広告を行わないこと。
⑶　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページに前条に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページに返済シミュレーションを備えること。
（出稿先に係る留意事項）
第56条　協会員は、新聞又は雑誌へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる媒体へ広告を掲出することはしてはならない。
⑴　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
⑵　風俗専門紙及び風俗専門誌

第５款　個人向け貸付けの契約に係るチラシによる広告に関する遵守事項等

（新聞又は雑誌に係る規定の準用）
第57条　協会員がチラシによる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、この規則第53条第１項⑴、⑶、⑷、⑸、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を準用する。

第６款　個人向け貸付けの契約に係るインターネットによる広告等に関する遵守事項等

（ホームページへの明示事項等）
第58条　協会員は、自社でホームページを設けるにあたり、次の各号に掲げる事項を協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページに明示しなければならない（バナー広告を通して、自社ホームページに誘導する場合においては、その誘導先の自社ホームページに以下を明示しなければならない。）。
⑴　この規則第54条第１項に準じた啓発文言
⑵　貸金業登録簿に登録された商号、名称又は氏名
⑶　貸金業登録番号